

# 官報

号外

昭和五十七年七月十六日

## 第九十六回 参議院會議録第二十三号

昭和五十七年七月十六日(金曜日)

午後四時四十三分開議

### ○議事日程 第二十三号

昭和五十七年七月十六日

午前十時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(第九十五回国会金丸三郎君外四名発議)

### ○本日の会議に付した案件

一、公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君問責決議案(村沢牧君発議)(委員会審査省略要求事件)

以下 議事日程のとおり

### ○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(第九十五回国会金丸三郎君外四名発議)を議題といたします。

### ○議長(徳永正利君) これより公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君の報告を求めます。

が、村沢牧君から、委員会審査省略要求書を付して、公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君問責決議案が提出されておりますので、まず、本決議案についてお諮りいたします。

公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御

昭和五十七年七月十六日 参議院會議録第二十三号

公職選挙法の一部を改正する法律案

議事日程追加の件

公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君問責決議案

六六三

異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。村沢牧君。

公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君問責決議案  
右の議案を決議する。  
昭和五十七年七月十六日

賛成者 阿具根 登 青木 薪次  
赤桐 操 齋々久保重光  
穂山 篤 小野 明  
大木 正吾 大森 昭  
加瀬 完 粕谷 照美  
片岡 勝治 片山 甚市  
勝又 武一 川村 清一  
小谷 守 小柳 勇  
小山 一平 佐藤 三吾  
坂倉 藤吾 志苦 裕  
鈴木 和美 瀬谷 英行  
田中寿美子 高杉 勉忠  
竹田 四郎 戸馬 孝且  
寺田 熊雄 戸叶 武  
野田 哲 広田 幸一  
福岡 知之 藤田 進  
松前 達郎 松本 英一  
丸谷 金保 宮之原貞光

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

赤桐 操

穂山 篤

大木 正吾

加瀬 完

片岡 勝治

勝又 武一

小谷 守

小山 一平

坂倉 藤吾

鈴木 和美

田中寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野田 哲

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

賛成者

阿具根 登

党案には多くの問題点があることは公述人や参考人、また多数の国民の指摘するところであり、このような案が自民党の単独で成立させられるようなことになるならば、将来に対して取り返しのつかない禍根を残すことになるのであり、われわれの断じて認めることのできないところであり、あります。

その二は、委員会の運営についてであります。七月九日の委員会における委員長上田の強行採決の姿は、みずから招集している理事会を終局もせず放置したまま、自民党委員のみで準備された委員会室に夢遊病者のようにあらわれ、自民党案の自民党のみによる自民党のための強行採決を行うなど、本件の重要性も委員長としての職責も忘れた失態と言わざるを得ないのであります。

上田委員長は、去る四月二十八日に審議打ち切りの動議を強行採決し、今回の採決と合わせて二回にわたる暴挙を行ったことに対して、わが党は厳しく糾弾するものであります。

そもそも委員長の使命は、一党の党利党略によって右往左往するものではなく、国政審議の中心である委員会のあり方を実質的に指揮し保障をしていく公職にあり、とりわけ公選法特別委員長の特許課題は、議会制民主主義のルールに係る重要な使命を持つにもかかわらず、上田特別委員長の暴挙は、自民党案を自民党だけで自民党のために強行採決したにとどまらず、何と、本来の課題である日本社会民主党の提案者である宮之原議員が提案説明者席に在ることを理由に、単独採決ではなく賛成多数であるなどと強弁してきたのであります。全くもってけしからぬことであります。こうした暴挙、暴論は天も許さざるところであり、わが党はこの採決は無効であると断定するものであります。

公選法特別委員長上田稔君の問責理由は、挙げれば際限がないのであります。私が特に指摘をしなればならないのは、第三点として議会制民主主義の問題であります。

私は、ここであえて上田君並びに自由民主党の諸君に申し上げたい。「あなたとは意見が違ふけれど、私はあなたの言うことは聞きましよう」、これは政治の発達について、また民主主義あるいは議会制民主主義についての教を説くときに決まって引用される言葉であることは、改めて申すまでもありません。

選挙制度は民主政治の基本ルールであります。その抜本的な改変を、多数党であるからといって、自由民主党のあなた方が自分の都合のままに問答無用の強行採決でもって一方的に決めてしまふというようなことは、当院としても絶対に許すことができないし、国民に対しても説明がつくものではないのであります。

まず手をつけなければならぬ地方区の定数は正や政治資金規正法の改正などはほかおかりをし、また、政治腐敗を露骨に見せつけた戦後最大の疑獄であるロッキード事件の解明については言を左右にして引き延ばしを図る一方、多数の力をもってわれわれ野党の主張を封殺してしまふなど、自由民主党のおごり高ぶった政治姿勢は国民からこぞって批判を受けているところではあります。公職選挙法特別委員会における上田委員長と自民党の強行採決は、良識の府としての参議院の権威を失墜させたのみならず、みずからの重大な使命と理念を放棄し、ただ乱心としか言うべき言葉がないのであります。

私は重ねて申し上げます。上田稔公選法特別委員長と自由民主党の暴挙は、参議院の歴史と伝統に取り返しつかない汚点を残したこと、また、わが国民民主政治の将来を危うくしたものであることの警告を発するとともに、おごり高ぶった自由民主党には、やがては国民の鉄槌が下されるであらうことをこの壇上から付言をいたしまして、上田稔公選法特別委員長問責決議の提案を終わるものであります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 本決議案に対し、討論の通

告がございます。発言を許します。名尾良孝君。

(名尾良孝君登壇、拍手)

○名尾良孝君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君の問責決議案に対し、反対の討論を行うものであります。

ただいま決議案提出者より、上田委員長の問責理由並びにその趣旨の説明がありました。私は、委員長としての行為は問責に値するもの一つもないと考えるものであります。

問責理由の反論に先立ちまして、まず、これまでの公選法特別委員会における審議の経緯と、これに対するわが党の考え方を申し述べたいと存じます。

振り返って、本法案が九十四国会に提出されて以来一年の余にわたって当委員会の理事懇談会はどうだったのでしょうか。反対会派が自分たちの意見を頑強に主張して一歩も引かず、なるべく委員会を開かせないという方針のもとに、長期にわたって審議を拒否されたことはだれにも明らかであります。その間、与党理事の努力にもかかわらず、特定の理事とは連絡がとれぬこともしばしばあり、しかもその理事が次の質問の順番に当たっているという関係で、開ける委員会が開けなかったこともまたしばしばありました。特に、九十五国会では、委員長は、このような事態のもので辞を低くし、少数党に対し委員会開会の同意を得るべく隠忍自重を重ね、苦勞の末委員会を開きつつ本国会を迎えたのであります。

本国会になりましたから、四月十六日、二十一日、二十三日、二十八日と、続いて改正法案に反対する各党の質疑が行われてまいりましたが、それは問題点をたずねることよりも、自説を主張し討論を挑まれたことの方が多かったものであります。討論をするのならば質疑はないということになりますから、与党が四月二十八日、質疑終局の動議にとどめ、法案採決の動議を出さなかったことについては、与党が隠忍自重を続けつつも、野

党の諸君に与党の気持ちをおわかってもらい、審議を円滑かつ正常に行ってもらいたいという願いが込められていたものであり、このことを委員長に十分に理解の上、質疑終局の動議についての採決だけにとどめたものとわれわれは考えているのであります。

以下、問責理由について反論をいたしたいと思ひます。

問責決議案提出者は、七月九日の当委員会の採決に当たっての上田委員長の処置を問責の理由にしておられますが、社会民主党の審議につきましては、五月十四日付託以降、わが党は小林国司君、社会党は寺田熊雄君がそれぞれ質疑を行っているものであります。他の野党の方々は、自後、六月二十三日、七月二日及び七日の三日間の審議日があったにもかかわらず、社会民主党に対する質疑を意図的に避け、もっぱらわが党の案に対する質疑に終始しておりました。

その後、委員長と与党の理事などから、議題となっている社会民主党に対して質疑をすべきであることを再三再四申し入れたにもかかわらず、公、共、民、新政クラブ等は頑強にこれを拒否されたことは、正常かつ円満にという趣旨に著しく反するものと言わなければなりません。正常かつ円満な審議というものは、ひとり与党だけの責任ではなく、反対の立場に立たれている各会派も同じ責任を持つということとは当然のことではないでしょうか。

公選法特別委員会における自民党案の実質審議は、参考人招致二回、公聴会の実施、各派の質疑三巡を含めると、四十四時間を超えております。さらには七月九日には、開会前の理事会において幾つかの会派が与党理事に対し、この日は強行採決はしないという自民党議員会長及び同幹事長の署名捺印のある文書を提出しなければ質疑をしないと言ひ張られたのであります。そこで、委員長はやむを得ず理事会を打ち切り、委員会を開会し、日本社会民主党を議題とする旨を宣し、す

で



六六六

三 第八十六条の二第一項の届出をした政党その他の政治団体で同項各号のいづれにも該当

していなかつたもの又は第八十七条第三項「名簿の重複届出の禁止」の規定に違反して第八十六条の二第一項の名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

四 第八十六条の二第一項の名簿登載者の全員が同条第五項前段に規定する事由に該当しており又は同項後段の届出がされている場合の当該名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五 一投票中に二以上の名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を記載したもの

六 名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称及び略称のほか、他事を記載したもの。ただし、本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

七 名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を自書しないもの

八 名簿届出政党等のいずれを記載したかを確定し難いもの

第六十八条の二の見出し中「同一氏名等の候補者」を「同一氏名の候補者等」に改め、同条第一項中「前条第七号」を「前条第一項第七号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「当該候補者」の下に「又は当該名簿届出政党等」を加え、「按分」を「あん分に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八十六条の二「名簿による立候補の届出等」

第一項の届出に係る名称又は略称が同一である名簿届出政党等が二以上ある場合において、その名称又は略称のみを記載した投票は、前条第二項第八号の規定にかかわらず、有効とする。

第七十五条第二項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「置く外」を「置くほか」に改め、同条第三項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第七十六条及び第七十七条第一項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第七十八条中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「予め」を「あらかじめ」に改める。

第七十九条第一項中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に、「第六十八条の二」を「第六十八条の二第一項及び第三項」に、「合せて」を「合わせて」に改める。

第八十条第一項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「立会」を「立会い」に改め、「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加え、同条第三項中「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加える。

第八十一条の見出し中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「終つた」を「終わった」に、「写」を「写し」に改め、同条第二項中「立会」を「立会い」に、「各公職の候補者」を「各名簿届出政党等」に改め、同条第三項中「各公職の候補者」を「各名簿届出政党等」に改める。

第八十三条第二項及び第八十四条中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第八十六条の見出しを「(参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)」に改め、同条第一項中「公職の候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の候補者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第四項中「次条及び第八十七条」を「第八十六条の四(被選挙権のない者の立候補の禁止)又は第八十七条第一項」に、「参議院議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「地位にある者」の下に「(次条、第八十六条の三(政党その他の政治団体の名称の届出等)、第八十六条の三(政党その他の政治団体の名称の届出等)、第八十六条の三(政党その他の政治団体の名称の届出等)、第八十六条の三(政党その他の政治団体の名称の届出等))」を加え、同条第五項及び第八十七条第五項(投票記載所の氏名等の揭示)第三項に

において「代表者」という。を加え、同条第五項中「参議院議員」及び「参議院(地方選出)議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「参議院(全国選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日までに」を削り、同条第九項中「次条又は第八十七条」を「第八十六条の四又は第八十七条第一項」に改め、同条第十一項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第八十六条の二を第八十六条の四とし、第八十六条の次に次の二条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等)

第八十六条の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、次の各号の一に該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称(一の略称を含む。)並びにその所属する者(当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む。以下この条及び第九十八条(被選挙権の喪失と当選者の決定等)第二項において同じ。)の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書(以下「名簿」という。)を選挙長に届け出ることにより、その名簿に記載されている者(以下「名簿登載者」という。)を当該選挙における候補者とする事ができる。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の四以上であること。

三 当該参議院議員の選挙において公職の候補者(この項の規定による届出をする)により公職の候補者となる名簿登載者を含む。を

十人以上有すること。

2 前項の届出は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、郵便によることなく、当該名簿に次に掲げる文書を添えて、しなければならない。

一 政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに名簿登載者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに政令で定める事項を記載し、代表者が署名押印した文書

二 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書

三 前項各号の一に該当することを証する政令で定める文書

四 当該届出が第八十七条(重複立候補等の禁止)第三項の規定に違反するものでないことを代表者が誓う旨の宣誓書

五 名簿登載者の公職の候補者となることについての同意書及び第八十六条の四(被選挙権のない者の立候補の禁止)又は第八十七条第一項若しくは第二項の規定により公職の候補者となることができない者でないことを当該名簿登載者が誓う旨の宣誓書

六 名簿登載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下単に「名簿登載者の選定」という。)を当該政党その他の政治団体において行う機関の名称、その構成員の選出方法並びに名簿登載者の選定の手続を記載した文書並びに当該名簿登載者の選定を適正に行つたことを当該機関を代表する者が誓う旨の宣誓書

七 その他政令で定める文書

3 名簿に記載する政党その他の政治団体の名称及び略称は、次条第四項の告示に係る政党その他の政治団体にあつては当該告示に係る名称及び略称、その他の政党その他の政治団体にあつては同項の規定により告示された名称及び略称並びにこれらに類似する名称及び略称並びにそ

の代表者若しくは名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称以外の名称及び略称でなければならぬ。この場合において、同項の告示に係る政党その他の政治団体の当該告示に係る名称及び略称がその代表者若しくは名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称となつてゐるときは、当該政党その他の政治団体は、前段の規定の適用については、同項の告示に係る政党その他の政治団体でないものとみなす。

4 名簿に記載することが出来る候補者となるべき者の数は、当該選挙において選挙すべき議員の数を超えることができない。

5 当該選挙の期日までに、名簿登載者が死亡し若しくは第九十一条(公務員となつた候補者の取扱い)第二項若しくは第三項(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第四項の規定に該当するに至つたことを知つたとき又は第八十六條の四若しくは第八十七條第一項若しくは第八十八條の規定により公職の候補者となり若しくは公職の候補者であることができない者であることを知つたときは、選挙長は、第一項の規定による届出に係る名簿における当該名簿登載者に係る記載をまつ消するとともに、直ちにその旨を当該名簿届出政党等へ通知しなければならぬ。名簿登載者につき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該名簿届出政党等から文書でされたときも、また同様とする。

6 前項後段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを代表者が誓ふ旨の宣誓書を、離党である場合にあつては当該名簿登載者が名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、

それぞれ、添えなければならない。

7 第一項の規定による届出の後(この項の規定による届出があつたときは、当該届出の後)名簿登載者でなくなつた者の数が第一項の規定による届出のときにおける名簿登載者の数の四分の一に相当する数を超えるに至つたときは、名簿届出政党等は、当該選挙の期日前十日までの間に、同項及び第二項(第二号から第四号までを除く)の規定の例により、当該名簿登載者でなくなつた者の数を超えない範囲内において、名簿登載者の補充の届出をすることが出来る。この場合においては、当該届出の際現に名簿登載者である者の当選人となるべき順位をも変更することが出来る。

8 名簿届出政党等は、前項に規定する日までの間に、郵便によることなく文書で選挙長に届け出ることにより、名簿を取り下げることが出来る。この場合においては、取下げの事由を証する文書を添えなければならない。

9 第一項の届出が同項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること若しくは第三項若しくは第四項若しくは第八十七條第三項の規定に違反してされたものであることを知つたとき又は第一項の規定による届出に係る名簿につき第七項に規定する期限経過後において名簿登載者の全員が第五項の規定により当該名簿における記載をまつ消すべき者であることを知つたときは、選挙長は、当該第一項の届出を取下げなければならない。第七項の届出が同項の規定に違反してされたものであることを知つたときは、選挙長は、当該届出を取下げなければならない。

11 第一項、第七項若しくは第八項の規定による届出があつたとき、第九項若しくは前項の規定により届出を取下げたとき又は第五項の規定により名簿における名簿登載者に係る記載をまつ消したときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならない。

ばならない。

12 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(政党その他の政治団体の名称の届出等)

第八十六條の三 前条第一項に規定する政党その他の政治団体のうち同項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体は、参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に、郵便によることなく文書で、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を中央選挙管理会に届け出ることとする。

この場合において、当該名称及び略称は、その代表者若しくは名簿登載者としてしようとする者の氏名が表示され、又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称であつてはならない。

2 前項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称、本部の所在地、代表者の氏名その他政令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書及び当該政党その他の政治団体が前条第一項第一号又は第二号に該当することを証する政令で定める文書を添えなければならない。

4 中央選挙管理会は、第一項の期間経過後速やかに、同項の規定による届出に係る政党その他の政治団体の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名を告示しなければならない。

5 第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、前項の規定による告示があつた日以後においても、郵便によることなく文書で、中央選挙管理会に当該届出を撤回する旨の届出をすることが出来る。この場合においては、中央選挙管理会は、その旨の告示をしなければならない。

6 参議院(比例代表選出)議員の再選挙及び補欠選挙における第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第八十七條の見出しを(重複立候補等の禁止)に改め、同条に次の二項を加える。

2 一の名簿の公職の候補者たる名簿登載者は、当該選挙において、同時に、他の名簿の公職の候補者たる名簿登載者であることができない。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、名簿届出政党等は、重ねて名簿を届け出ることができない。

第九十條中「又は推薦届出をされたとき」を「若しくは推薦届出をされたとき又は第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項及び第七項の規定による届出により公職の候補者となつたとき」に改める。

第九十一条の見出しを「公務員となつた候補者の取扱い」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、名簿登載者が第八十八條又は第八十九條の規定により公職の候補者となることができない者となつたときは、その者は、公職の候補者たる名簿登載者でなくなるものとする。

第九十二条中「除くほか、」の下に「第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により」を加え、同条第一号中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二号とし、同条第四号中「二十万円」を「四十万円」に改め、同条第五号中「二十万円」を「四十万円」に改め、同条第六号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同条第七号中「六十万円」を「百二十万円」に改め、同条第八号中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第九号中「二十五万円」を同条第七号とし、同条第九号中「二十五万円」を



「五十万円」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「十二万円」を「二十四万円」に改め、同号を同条第九号とし、同条に次の一項を加える。

## 2 第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)

第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、四百万円に当該名簿の登録者の数を乗じて得た金額又はこれに相当する額の国庫証書を供託しなければならない。

第九十三條の見出しを「公職の候補者に係る供託物の没収」に改め、同条第一項中「公職の候補者」を「第八十六條公職の候補者の立候補の届出等」第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により届出又は推薦届出のあつた公職の候補者」に、「左の」を「次の」に、「前条」を「前条第一項」に、「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「八分の」を「八分の」に、「ただし」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「公職の候補者」を「同項に規定する公職の候補者」に、「第九十一條」を「第九十一條第一項」に、「及び公職の候補者」を「及び前項に規定する公職の候補者」に改め、「公職の候補者の立候補の届出等」を削る。

第九十四條を次のように改める。

## (名簿届出政党等に係る供託物の没収)

第九十四條 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、名簿届出政党等につき、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数に達しないときは、当該名簿届出政党等に係る第九十二條(供託)第二項の供託物のうち四百万円に同号に掲げる数から第一号に掲げる数を減じて得た数を乗じて得た金額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。

一 当該名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得た数

二 第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項の規定による届出のときにおける名簿登録者の数

## 2 第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)

第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、四百万円に当該名簿の登録者の数を乗じて得た金額又はこれに相当する額の国庫証書を供託しなければならない。

第九十五條の見出しを「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人」に改め、同条第一項中「各選挙において」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「得票」を「得票、ただし」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条の次に次の一項を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人)

第九十五條の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、各名簿届出政党等の得票数を一定から当該名簿届出政党等に係る名簿登録者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第四項を除き、以下この章及び次章において同じ。)の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各名簿届出政党等の得票数に係るものの個数をもつて、それぞれその名簿届出政党等の当選人の数とする。

2 前項の場合において、二以上の商が同一の数値であるため同項の規定によつてはそれぞれの名簿届出政党等に係る当選人の数を定めることができないときは、それらの商のうち、当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数に

なるまでにあるべき商を、選挙会において、選挙長がくじで定める。

## 3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において

は、各名簿届出政党等の届出に係る名簿登録者のうち、それらの者の間における当選人となるべき順位に従い、前二項の規定により定められた当該名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の名簿登録者を、当選人とする。

第九十六條中「第二百八条(当選の効力に関する訴訟)」を「第二百八条(当選の効力に関する訴訟)第一項」に、「当選人を定める」を「当選人(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等に係る当選人の数又は当選人。以下この条において同じ。)を定める」に改める。

第九十七條の見出しを「(参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人の繰上補充)」に改め、同条第一項中「当選人が死亡者」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について、当選人が死亡者」に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に改め、同条第二項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に、「第九十五條第二項」を「同条第二項に改め、同条の次に次の一項を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充)

第九十七條の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、当選人が死亡者である場合、第九十九條(被選挙権の喪失)若しくは第百三条(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第二項及び第四項の規定により当選を失つた場合又はは第二百五十一條(当選人の選挙犯罪による当選無効)の規定により当選が無効となつた場合において、当該当選人に係る名簿の名簿登録者が当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から、その名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めなければならない。

第九十八條の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「前二條」を「前三條」に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に、「又は第九十五條第二項」を「同条第二項に、「受けた得票者」を「受けた得票者又は名簿登録者」に改め、同条に次の二項を加える。

## 2 参議院(比例代表選出)議員の選挙に係る第九十六條(当選人の更正決定)又は前条の場合において、名簿登録者で当選人とならなかつたものにつき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされているときは、これを当選人と定めることができる。名簿を取り下げる旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされている場合は、当該名簿に係る名簿登録者で当選人とならなかつたものについても、また同様とする。

3 第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第六項及び第八項後段の規定は、前項の届出について準用する。

第百条第一項中「第五項の規定による届出のあつた候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項又は第七項の規定による立候補の届出等)」を、「第九十六條」を「第九十六條第一項」に改め、「同条」を「第八十六條」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百一条の見出し中「当選人」を「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人」に改め、同条第一項中「当選人」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削り、同条第二項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に

第六九

昭和五十七年七月十六日 参議院会議録第二十三号 公職選挙法の一部を改正する法律案

次の一条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人の決定の場合の報告、告知及び告示)

第一条の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名その他選挙の次第を、中央選挙管理会に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、中央選挙管理会は、直ちに名簿届出政党等には得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名を、当選人に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

3 第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)又は第九十二条第二項(参議院比例代表選出議員の欠けた場合の繰上補充)の場合においては、前二項中「得票数、当選人の数並びに当選人」とあるのは、「当選人」とする。第百二条を次のように改める。

(選挙等の効力の発生)

第百二条 当選人の当選の効力(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当選人の数の決定の効力を含む)は、第百一条第二項(当選人の告示)又は前条第二項の規定による告示があつた日から、生ずるものとする。

第百三条第一項中「第百一条第二項(当選人決定の告知)」の下に「又は第百一条の二第二項(名簿届出政党等に係る当選人の数の決定の告知)」を加え、同条第二項中「又は第百二条」を「第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)又は第百二条」に、「第百一条第二項」を「第百一条第二項又は第百一条の二第二項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第四項中「又は第百二条」を「第九十七条の二又は第百二条」に、「又は

推薦届出のあつたものであるとき」を「若しくは推薦届出のあつたものであるとき又は第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項及び第七項の規定による届出に係る名簿登載者であるとき」に、「(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)」を「(公務員となつた候補者の取扱い)」に、「第百一条第二項」を「第百一条第二項又は第百一条の二第二項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「(辞したものとみなし)」を「(辞したものとみなし、若しくはその公職の候補者たる名簿登載者でなくなり)」に改める。

第百五条の見出し中「附与」を「付与」に改め、同条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「(当選)」を「(当選等)」に、「附与」を「付与」に改め、同条第二項及び第三項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「附与」を「付与」に改める。

第百六条及び第百七条中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百八条第一項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「附与」を「付与」に改める。

第百九条の見出し中「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、同条中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「申立て」を「申立て」に改める。

第百十条の見出し中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「及び第九十八条」を「第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)及び第九十八条」に、「当選人の決定」を「当選人の決定等」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同項第二号中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「行なわれる」を行われる」に改め、同

項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「全国選出議員」を「比例代表選出議員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(全国選出)議員」に、「(在任期間を同じくするもの)」を「(又は、)」「第百四条(選挙の効力に関する訴訟)」及び「(当選の効力に関する訴訟)」を「(選挙の無効の決定、判決、裁決)」を削り、「前項」を「第一項」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院比例代表選出議員(在任期間を同じくするもの)をいう。の選挙について、第二百四条(選挙の効力に関する訴訟)又は第二百九条(当選の効力に関する訴訟)における選挙の無効の決定、裁決又は判決の規定による訴訟の結果その全部又は一部が無効となつたときは、中央選挙管理会は、前条の例により、再選挙を行わなければならない。

第百十一条第一項中「申立て」を「申立て」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同項第二号中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(全国選出)議員」に改める。

第百十二条第一項中「参議院議員」を「参議院選挙区選出議員」に、「第九十五条第一項但書を、第九十五条第一項ただし書」に、「第九十五条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「当選人の決定」を「当選人の決定等」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院比例代表選出議員の欠員が生じた場合において、当該議員に係る名簿の名簿登載者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙を開き、その者の中から、その名簿における

る当選人となるべき順位に従い、当選人を定めなければならない。

第百十三条第一項中「第三項及び第四項」を「第二項、第四項及び第五項」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第二号中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(地方選出)議員」に改め、同項第三号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同項第二号中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改め、同項第三号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同項第五項中「第五項」を「第六項」に改める。

第百十四条の見出し中「申立て」を「申立て」に改め、同条中「申立て」を「申立て」に、「第二項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に、「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百十五条第一項中「左の」を「次の」に、「全国選出議員又は地方選出議員」を「比例代表選出議員又は選挙区選出議員」に改め、同条第五項中「又は第百十二条」を「若しくは第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)又は第百十二条」に、「その選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときは、その者の中から」を「比例代表選出議員の選挙にあつては当該議員又は当選人に係る名簿の名簿登載者で在任期間の短い議員又はその当選人となるべき順位に従い、選挙区選出議員の選挙にあつてはその選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときはその者の中から、」に改



め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の場合」を「第三項の場合における在任期間の長い議員の選挙の決定及び前項の場合」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、「無投票当選」を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「第九十五条第一項但書」を「第九十五条第一項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 在任期間を異にする参議院(比例代表選出)議員について選挙を合併して行つた場合においては、各名簿届出政党等に係る当選人の数のうち、第九十五条の二(名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人)第一項及び第二項中当該選挙において選挙すべき議員の数とあるのは「当該選挙において選挙すべき在任期間の長い議員の数」としてこれらの規定を適用した場合における各名簿届出政党等に係る当選人の数を、各名簿届出政党等に係る在任期間の長い議員の選挙の当選人の数とする。

3 在任期間を異にする参議院(比例代表選出)議員について選挙を合併して行つた場合においては、第九十五条(無投票当選)第一項の規定の適用があるときは、くじにより、各名簿届出政党等に係る在任期間の長い議員の選挙の当選人の数を定める。

4 在任期間を異にする参議院(比例代表選出)議員について選挙を合併して行つた場合においては、各名簿届出政党等の届出に係る名簿登載者のうち、それらの者の間における当選人となるべき順位に従い、前二項の規定により定められた当該名簿届出政党等に係る在任期間の長い議員の選挙の当選人の数の相当する数の名簿登載者を、在任期間の長い議員の選挙の当選人とする。

第百二十九条中「又は」を「若しくは」に改め、「公職の候補者の届出」の下に「又は第八十六条の

二(名簿による立候補の届出)第一項の規定による名簿の届出」を加える。

第百三十条第一項中「公職の候補者」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において公職の候補者」に改め、同条第二項中「前項の者が」を「前二項の」に、「直ちに」を「当該設置者(前項の選挙事務所にあつては、当該名簿届出政党等)は、直ちに」に、「参議院全国選出議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、各名簿届出政党等でなければ、当該選挙につき、選挙事務所に設置することができない。

第百三十一条第一項中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙における名簿届出政党等の選挙事務所は、都道府県ごとに、一箇所とする。

第百三十一条第四項中「設置者」の下に「(第二項の選挙事務所にあつては、名簿届出政党等。次項において同じ。)」を加え、同条第五項中「参議院全国選出議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第百三十四条第一項中「第百三十条第一項(選挙事務所の設置者)」を「第百三十条(選挙事務所の設置)第一項若しくは第二項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第百三十八条の三中「公職に就くべき者の下に」(「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数」)を加える。

第百三十九条ただし書中「ただし、選挙運動」を「ただし、参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、選挙運動」に改める。

第百四十条の二第一項ただし書中「但し、演説会場」を「ただし、参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、演説会場」に改める。

第百四十一条第一項中「主として」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、主として」に、「左の各号に規定するものの外は」を「自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。一合又は船舶一隻及び拡声機一そろいのほかは)に、一合又は船舶一隻及び拡声機一そろいのほかは」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、自動車、拡声機及び船舶は、主として選挙運動のために使用することはできない。

第百四十一条の二第一項中「公職の候補者の下に」(「参議院(比例代表選出)議員の候補者を除く。次項において同じ。)」を加え、「以下本条中同じ」を「同項において同じ」に改め、同条第二項中「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削る。

第百四十二条第一項中「選挙運動」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動」に改め、同項第二号中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同項第三号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に、「第百四十三条(文書図面の掲示)」を「次条」に改め、「公職の候補者」の下に「(参議院(比例代表選出)議員の候補者を除く。)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項と

し、同条第四項中「参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、文書図面は、選挙運動のために頒布することができない。

第百四十三条第一項中「左の各号」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては第一号、その他の選挙にあつては次の各号」に、「ものの外」を「もののほか」に改め、同項第四号の二中「参議院地方選出議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、同項第五号中「除く外」を「除くほか」に改め、同条第三項中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条第十四項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については、同号のポスター)」を削り、「(自動車、拡声機及び船舶の使用)」第四項ただし書を「第五項ただし書」に改め、同条第十六項中「参議院全国選出議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第百四十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「一千二百枚」但しを「一千二百枚。ただし」に改め、同項を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」及び「(参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会又は都道府県の選挙管理委員会)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項第二号及び第三号並びに前項」を「前二項」に改める。

第百四十四条の二第一項中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第百四十五条第一項中「参議院(全国選出)議員」を削る。

第百四十九条第一項中「公職の候補者」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について

る。  
第百七十六条中「参議院(地方選出)議員」を「参

議院(選挙区選出)議員に改め、同条後段(各号を含む)を削る。

第百七十七条第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「若しくは片道普通乗車券」を削り、同条第二項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「若しくは片道普通乗車券」を削る。

第十三章中第百七十八条の二の次に次の一条を加える。

(参議院議員の選挙における選挙運動の態様)  
第百七十八条の三 参議院議員の選挙において、比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動の制限に関するこの章の規定は、選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げるものではない。

第百七十九条の次に次の一条を加える。  
(適用除外)  
第百七十九条の二 次条から第百九十七条の二までの規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

第百八十条第三項中「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削る。

第百八十九条第一項中「添附して、左の」を「添付して、次の」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百九十二条第一項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第二項中「中央選挙管理会にあつては官報により」を削り、「予め」を「あらかじめ」に、「周知させ易い」を「周知させやすい」に改め、同条第三項中「又は中央選挙管理会」を削り、同条第四項中「(参議院全国選出議員については自治省令)」を削る。

第百九十三条中「中央選挙管理会」を削る。  
第百九十四条第一項中「公職の候補者一人につき、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては」を「参議院

院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、公職の候補者一人につき、「こゝを」を「超える」に改め、同項第二号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第百九十六条中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百九十七条の二第二項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第二項中「自動車、拡声機及び船舶の使用」の下に「第一項」を加え、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同条第三項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削る。

第百九十九条の五第四項中「本条を」この条に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第十四章の二の章名中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。  
第二百一条の二中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第二百一条の二「本章」を「この章」に、「よる外」を「よるはか」に改める。

第二百一条の四第一項中「参議院議員の選挙を」参議院(選挙区選出)議員の選挙に改め、「(参議院全国選出議員の候補者にあつては、全都道府県)の区域」を削り、同条第二項中「(参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会)」を削り、同条第四項中「又は中央選挙管理会」を削る。

第二百一条の六第一項ただし書中「当該選挙において」を「名簿届出政党等であり又は当該選挙において」に改め、同項第三号中「所属候補者」の下に「(名簿登載者を含む。第四号において同じ。)」を加え、同項第四号中「こゝを」を「超える」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「所属候補者」とあるのは、「当該名簿届出政党等又は所属候補者」と読み替へるものとする。

第二百一条の七第二項中「同項但書」を「同項た

だし書」に改め、「自動車の台数は、所属候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者)」を加え、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二百一条の十一第一項中「本章」を「この章」に、「普及宣伝の外」を「普及宣伝のほか」に改め、「選挙運動」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該名簿届出政党等の選挙運動)」を加え、同条第四項中「本章」を「この章」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第七項中「本章」を「この章」に改め、「所属候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該名簿届出政党等)」を加える。

第二百四条中「公職の候補者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等)」を加え、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第二百五条に次の一項を加える。  
5 参議院(比例代表選出)議員の選挙については、前三項の規定は適用せず、第一項の規定により選挙の一部を無効とする判決があつた場合においても、名簿届出政党等に係る当選人の数の決定及び当選人の決定は、当該再選挙の結果に基づく新たな決定に係る告示がされるまでの間(第三十四条その他の選挙)第二項本文の規定により当該再選挙を行わないこととされる場合合にあつては、当該議員の任期満了の日までの間は、なおその効力を有する。

第二百八条中「当選をしなかつた者」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等を含む。)」を加え、「不服がある者」を「不服があるもの」に、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「及び第百六条第二項」を「若しくは第百一条の二第二項当

選人の数が及ぶ当選人の決定の告示」又は第百六条第二項に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の当選の効力に關し訴訟の提起があつた場合において、名簿届出政党等に係る当選人の数の決定に過誤があるとときは、裁判所は、当該名簿届出政党等に係る当選人の数の決定の無効を判決しなければならぬ。この場合においては、当該名簿届出政党等につき失われることのない当選人の数を併せて判決するものとする。

第二百九条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百九条の二中「且つ」を「かつ」に改め、「第九十五条(当選人)」の下に「又は第九十五条の二(名簿届出政党等に係る当選人の数)」を、「各候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加え、「按分」を「あん分」に改める。

第二百一一条第二項中「第二百五十一條の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)」を「第二百五十一條の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に、「第二百五十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号」を「第二百五十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一項第一号」に、「第二百五十一條の三の規定」を「第二百五十一條の三第一項の規定」に改める。

第二百七条中「第二百八条」を「第二百八条第一項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第二百二十条第一項及び第三項中「且つ、参議院全国選出議員」を「かつ、参議院(比例代表選出)議員」に改める。  
第二百二十四条の二の次に次の一条を加える。  
(名簿登載者の選定に関する罪)  
第二百二十四条の三 名簿登載者の選定につき権限を有する者が、その権限の行使に關し、請託を受けて、財産上の利益を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、これを三年

以下の懲役に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百二十六条第二項及び第二百二十七条中「氏名」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体の名称又は略称)」を加える。

第二百二十八条の見出しを「(投票干渉罪)」に改め、同条第一項中「(干渉)」を「干渉し」に改め、「氏名」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体の名称又は略称)」を加える。

第二百三十四条中「投票干渉罪」を「投票干渉罪」に改める。

第二百三十七条の二中「氏名」の下に「(若しくは名簿届出政党等の名称若しくは略称)」を加える。

第二百三十八条の二第一項中「第八十六条第四項(立候補の届出書の添附書類)」を「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第四項(同条第五項、第六項及び第八項においてその例によることとされる場合を含む。)(又は第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第二項同条第七項においてその例によることとされる場合を含む。)(若しくは第六項(第九十八条(被選挙権の喪失と当選人の決定等)第三項(第九十二条(議員又は長の欠けた場合等の繰上補充)第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))」に改め、同条第二項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第二百三十九条第二号中「規定による命令」の下に「(名簿届出政党等が設置した選挙事務所以外の選挙事務所についてのものに限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第三百三十四条の規定による命令に違反して選挙事務所を閉鎖しなかつたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第二百四十条第一号中「第三項まで」を「又は第三項」に改め、同条第一号の二中「第三百三十一条第四項」を「第三百三十一条第一項又は第三項の規定により設置した選挙事務所につき同条第四項」に改め、同条第二号中「設置」の下に「(名簿届出政党等が設置した場合の当該設置を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第三百三十一条第二項(選挙事務所の数)の規定による定数を超え、若しくは第三百三十二条の規定に違反して選挙事務所を設置したとき又は第三百三十一条第四項の規定に違反して選挙事務所を移動(廃止に伴う設置を含む。したときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百四十一条第一号中「第三百三十条第一項選挙事務所の設置者」を「第三百三十条(選挙事務所の設置)第一項又は第二項」に改める。

第二百四十二条中「第三百三十条第二項(選挙事務所の設置及び異動の届出)」を「第三百三十条(選挙事務所の設置及び届出)第一項の選挙事務所について、同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第三百三十条第三項の届出を怠り、又は第三百三十一条第五項の規定に違反して標札を掲示しなかつたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百四十三条第二号中「第四百四十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六号中「第四百九条第二項」を「第四百九条第三項」に改め、同条第八号の四中「第六百六十四条の七(参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例)」を「第一

二項」に改め、同条第八号の六中「第六百六十四条の八」を「第六百六十四条の七」に改め、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第四百九条第二項(新聞広告)の規定に違反して新聞広告をしたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第二百四十四条第二号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第五号の二中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百五十一条の二に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

第二百五十一条の三中「行なわれた」を「行われ」に改め、「行なつた」を「行つた」に改め、第二百五十九条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号を「第二百五十九条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

員」を「かつ、参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第二百五十四条の二第一項中「第二百五十一条の二」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について、第二百五十一条の二」に改め、同条第三項中「参議院(全国選出)議員の選挙については中央選挙管理会、この法律に定めるその他の選挙については」を削る。

第二百五十五条第一項中「氏名」の下に「又は一の名簿届出政党等の名称若しくは略称」を加え、「本章」を「この章」に改め、同条第二項中「投票干渉罪」を「投票干渉罪」に改める。

第二百六十二条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「すべての選挙における」を削る。

第二百六十三条第五号の三中「第四百四十一条第二項」を「第四百四十一条第三項」に改め、同条第五号の四中「第四百四十一条第四項」を「第四百四十一条第五項」に改め、同条第六号中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十号中「第六百六十四条の八」を「第六百六十四条の七」に改め、同条第十一号中「第七百七十三条(参議院全国選出議員の候補者の氏名等の揭示)及び第七百七十五条の二」を「第七百七十五条」に改める。

第二百七十一条の三を第二百七十一条の四とし、第二百七十一条の二の次に次の一項を加える。

(参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例)  
第二百七十一条の三 参議院(比例代表選出)議員の再選挙又は補欠選挙につきこの法律の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることができ。





行いました。

以上のような経過の中で、六月十八日及び六月二十四日の両日参考人の意見を聴取するとともに、七月六日には公聴会を開き、広く各界の公述を得、審査の慎重を期したのであります。

なお、この際申し添えておきますが、本法案は議員の選出に係るきわめて重要なものでありますので、この点を特別に重視し、理事会には、理事

の割り当てのなかった会派の委員にも出席を求めて理事に準ずる立場での発言を認め、さらに当委員会に委員の割り当てのなかった会派の議員についても、常時委員会の出席を認め、委員に準じて発言することを許可するとともに、理事会開会前には各派懇談会を設けてその意見を徴し、委員会の円滑な運営に万全を期するよう努めたのであります。また、委員会の審査時間は通算四十四時間に達しております。

委員会におきましては、政党選挙の合理性、憲法の諸規定との関係、各簿記載の方法、当選人の決定ルール、選挙運動のあり方等各般の問題にわたり熱心な質疑応答が行われましたが、特に憲法問題については、憲法第十四条、第十五条、第二十一条等の平等権、参政権、自由権等との関係をめぐって本法案は違憲のおそれがあるとの意見も述べられ、白熱した論議が展開されました。論議の過程で提案者から、憲法第四十四条の「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。」との規定と基本的人権との関係については、基本的人権といえども、制度改正によって選挙制度がより合理的なものになるときは制約を受けることも憲法の許容するところで、現行全国区制の問題点を解消し、合理的な選挙制度の確立を図った本改正案は憲法に適合するものであるとの答弁がありました。

論議の内容は複雑多岐にわたりますので、詳細は会議録に譲ります。

かくて七月九日、理事会において、同日に予定されていた質疑を行うことについて各派間で協議した後、委員会を開会しましたところ、田沢委員より、自由民主党提案の公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、討論、採決を行うことの動議が提出されました。その際、発議者席に宮之原委員がおられましたので、委員長において本動議は賛成多数と認め、これを可決し、次いで公職選挙法の一部を改正する法律案(第九十五回国会参第一号)を議題とし、討論に入りましたが、発

言もなく、直ちに採決を行い、本法律案についても委員長において賛成多数と認め、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本採決につきましては、宮之原議員より、同君は社会民主党の発議者として出席したのであって、本採決には参加していないとの申し出がございました。宮之原議員の申し出の趣旨によりますと、採決は全会一致となるべきものであったこととなります。委員長といたしましては、採決に参加したものと判断し、多数と宣告いたしました。が、御本人の明確な意思を確認するなどの十全な配慮を欠いたことを遺憾に存じております。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 本案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。赤桐操君。

「赤桐操君登壇、拍手」  
○赤桐操君 私は、日本社会民主党を代表して、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。

公職選挙法改正に関する特別委員会においては、社会民主党を議題として慎重に審議を重ねてまいりましたが、去る七月九日、本委員会理事会上において委員会の運営について協議中のところ、委員長は突如として委員会の開会を宣し、自民党単独で開会、わが党案の審議を打ち切り、議題を自民党案に変更して直ちに単独採決を強行するに至りました。これはまさに暴挙であり、委員会の円満かつ正常な運営に真剣に協力してきた野党各会派の誠意を踏みにじり、議会制民主主義を破壊する行為で、上田委員長の責任は重大であり、断じて許されるものではありません。

さて、わが党は、議会制民主主義下における政党の役割と参議院全国区の現況が、必ずしも全国区制制定当時の本旨に沿っていないという実態からして、むしろ現行選挙制度を政党本位の制度に改めて、政党がそれぞれ責任を持って候補者を

提示し、国民の審判を仰ぐという方法をとることがより望ましいと考えるものであります。したがって、この点、自民党案の拘束名簿式比例代表制の採用ということとその考え方を一にするものであります。その具体的な実施面におきましては、多くの点において考え方を異にするものがあり、とりわけ重要な柱となっており、また、政党要件、すなわち名簿届け出政党的資格と選挙運動のあり方、さらには罰則事項等においては自民党案と大きな差異があり、以下反対の理由を明らかにするものであります。

まず、政党要件であります。自民党案は、名簿を提出することのできる政党要件を五人以上の所属の国会議員を有すること、直近の国政選挙において全有効投票の四割以上の得票を得たものであること、さらには十人以上の所属の参議院選挙候補を有することのいずれかの条件を満たすものとしております。このような政党要件は、政治資金規正法に言う確認団体との整合性を重視する余り、厳し過ぎる要件であり、本法案審議の最大の争点となった無所属候補の締め出しばかりか、小政党、小会派をも正殺するものと言わなければなりません。私は、ここにも、自民党案が自党本位の党利党略案だと批判されるゆえんがあると見るものであります。

わが党は、被選挙権は、四十三年十二月の公選法違反事件最高裁大法廷の判示にもありますように、「憲法第十五条一項には、被選挙権者、特にその立候補の自由については直接には規定していないが、基本的人権といえる」という見解に同意するものであります。しかし、さらばといつて、「被選挙権は選挙権とともに自然権的超国家的絶対不可侵の人権である」という見解とはその考えを異にするもので、それは憲法十一条、九十七条の基本的人権事項と、同十二条、十三条の基本権に対する制限事項とのかかわりの中で判断されるべきものであると考えるものであります。

すなわち、今日までの最高裁の判断は、ほとん

どの場合、「制約を受ける権利や自由の現代社会における価値判断と制約することによる社会的利益の価値判断を比較衡量して制約の判断を判示している」のであります。わが党もこの立場に立って、拘束名簿式比例代表制を採用する以上、無所属の立候補禁止はやむを得ないものと判断したものであります。その場合でも、その制限は決して無制限なものではなく、ぎりぎり最小限のものでなければならぬと考えるものであります。

わが党は、参議院における各政党、会派の現状を十分考慮し、かつ、比例代表制そのものが死票をつくらないで、可能な限り国民の少数意見を政治に反映させるのがその本旨であるとの立場から、その政党要件をそれぞれ三名、二名、五名というところにと置くとともに、当選人の配分方法も、一般的に少数政党により有利に作用すると言われている修正サン・ラグ式をとり、かつ供託金も常識の線にとどめたのであります。このようなわが党のきわめて客観性と妥当性のある考え方で無視した自民党案は、断じて認めるわけにはいきません。

第二点は、自民党案は政党本位の選挙というところに藉口して名簿登載候補の選挙運動を全面的に禁止していることに、本来自由であるべき選挙運動を必要以上に制限したものであるとして強く反対するものであります。

自民党案は、御承知のように、名簿登載候補の選挙運動を全面的に禁止して、地方区の候補者の上に乗るだけの拱手傍観的な方針をとっております。このことが、長年、個人中心の選挙運動になんてきていたのが国にあっては、国民の間にも一種の戸惑いを生じ、直接有権者との接触を絶つたため、政治からの遊離をもたらすことは明らかであります。とりわけ、名簿登載方式という、政党が責任を持って候補者を決め、国民の審判を仰ぐ拘束名簿式比例代表制の選挙制度で、名簿登載者を一切有権者から遮断するというやり方は、政治が政治家と有権者との肌の触れ合い、手のぬくも

りの中でこそ国民本位の政治として樹立されていくものであることに思いをいたすとき、絶対に避けるべきだと思ふのであります。

また、文字どおり血みどろの選挙戦を戦われる地方区候補と対比して、みずからは全く直接的な選挙運動を行わないというところは、両者の間にアンバランスを招き、種々の好ましくない雰囲気を生ずることも危惧されるものであります。

わが党は、これらの諸点を十分配慮して具体案を提示したのであります。このことさえ全く無視されたもので、決して容認するわけにはいかないものであります。

第三点は、自民党案の罰則は全くのざる条項であるということでありまして。

罰則面で、政党本位の選挙であるため残念ながら連座制の適用は断念せざるを得ませんが、名簿登載者の選定に当たっての不正行為のあった場合、自民党案は単に、請託を受けて財産上の利益を受受、要求もしくは約束した者、または財産上の利益を供与した者については罰則を設けるということのみで、選定権限の行使者がいかなる機関の者か、だれかも明確にしていないうるものたる条項であります。この点においても、わが党はその責任の所在を明確にした提起を行ったのであります。以上、私は、わが日本社会党の態度を申し述べ、本改正案に反対の意思を明らかにするものであります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 中西一郎君。

〔中西一郎君登壇、拍手〕

○中西一郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりましたわが党提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対して、賛成の討論を行うものであります。

本院に対する国民の負託にこたえ、六年という長い任期を活用し、新しい活力ある参議院へ脱皮、前進することが最近とみに求められてまいったのであります。

なかならず、ただいま議題となっております全国区制をめぐる問題点は、憲法議会において提案者である政府側からまずに指摘されており、またその後も選挙制度調査会、さらに選挙制度審議会においてもしばしば議論されたところであります。学校のクラス委員、あるいは小さなコミュニティでの役職者の選挙ならいいとされましようが、八千万人の有権者が百人前後の候補者の中から一人を選び出す単記投票制、これには制度としてもとも無理があったと言わなければなりません。

このように、現行全国区制では有権者はほとんど顔も知らない、接触もない、そういった候補者に投票しなければならぬという選択の困難さを伴っております。そのほか立候補する側にとっても、多くの場合、全国的な政治活動に膨大な資金と過酷な肉体的負担を余儀なくされ、大きな組織や団体に頼るか、またはテレビなどを通じて名前が売れないと出られないというのが実態となっております。こうした個人本位の選挙では有為な人材は出ようにも出られないということとなり、参議院にふさわしい人物がより出やすくなるように制度を改めるべきことは、かねて各方面から指摘されてまいったのでございます。

次に、私は、本法案に反対されている各党の反対論に対し、その主なものについて反論をしておきます。

まず第一に、本法案は大政党内有利な党利党略ではないかとする意見についてであります。

拘束名簿式比例代表制の特色は、死票が減少し選挙民の民意が正確に議会に反映することになる、政党間で切磋琢磨が行われ政界に活力が生じる、出たい人より出した人、すなわち、よりすぐれた人材を送り込むことができる、個人選挙がなくなるので立候補者にとって金がかからなくなる、有権者は百人近いよく知らない候補者の中から一人を選ぶというむずかしい選択を強いている現行制度から解放されると言われております。比

例代表制は公正に民意が反映される制度というのが常識でございます。これを要するに、今回の改正案を党利党略とする意見は全く的外れであると言わなければなりません。

第二は、参議院の政党化の問題であります。

この改正案によれば参議院の政党化がより進み、参議院本来の機能が失われるとする意見であります。しかしながら、わが国憲法が公選制を採用し、議院内閣制、議会制民主主義を前提としているからには、政党を抜きにした政治はおよそ考えられません。政党化がよくないと主張される方々に対しては、私どもは政党化を阻止するための制度の具体的提示を求めたいのであります。いまだこれに接したことはないものであります。われわれとしては、昭和四十五年六月二十四日の最高裁判所大法廷が明示しているように、今日、政党が議会制民主主義を支えている不可欠の要素となっていること、また、政党が国民の政治的意思を国政に反映させる重要な使命、機能を持っている現状を十分認識いたしまして、問題の多い現行の個人本位の全国区制選挙を変えて、政党を媒体として議員を選挙する制度に改めるものであります。

第三は、金がかかると言うけれども、むしろかけるのが悪いとする批判がございます。

ごく特定の例を除きまして、すでに全国区制創設に当たっての憲法国会等において指摘されていたとおり、全国区候補者が選挙の前から北海道から沖縄まで後援会の組織づくり、報告会等走り回らなければ当選がおぼつかないことになり、経費が膨大になっていくのもこれは皆さん御承知のとおりでございます。制度としては国家的に有為な人材がより立候補しやすくなることが求められていると言わなければなりません。したがって、現在の無所属議員と言われている方々の中には、政治とは全く無縁の異なった部門、職業等でたまに全国的に名が知られていたから、少ない費用と少ない労力で当選された方もおられます。しかし、このわずかな特別の例をもって現行の全国区

制は金がかかるのではなくて金をかけているのだと言われても、これを納得するわけにはまいらないのでございます。

第四は、本改正案をめぐる憲法問題であります。

無所属候補が立候補できないとか政党名を自書させるなどは、憲法の認める法のものとの平等、結社の自由、選挙権、被選挙権の性格等から見て違憲であるとの主張がなされているのであります。まず、政党名投票によって選ばれた議員が憲法第四十三条に言う「選挙された議員」と言えるのかどうかという疑義についてであります。

改正案では、従来の個人名から政党名を自書して投票することになるのであります。選挙民は政党の掲げる政策とあわせて、各党から提出される候補者名簿を十分吟味した上一票を投ずるのであります。これによって選出された議員は、憲法に言う「選挙された議員」とであると云わなければなりません。

次に、今回の改正案が無所属の方の一人での立候補を認めていないという点についてであります。

本法案では、選挙区選挙、比例代表選挙を通じて十人以上が組んで立候補されるときは、そのうち一人以上の方を名簿に登載して比例代表選挙に出馬させることを可能としているのであります。すなわち、議会制民主主義のもとにおいては、おのずと同一の政治目的を持った議員の集団、そしてそれらの議員の所属する政党が予定されているからであります。

要するに、拘束名簿式比例代表制の導入は、現在の全国区制をめぐる問題点の解決、弊害の是正に役立つとともに、有為な人材をより求め得やすく、また政党の政策の当否の選択を通じて民意を国政に正しく反映できるものであり、これはまさしく国民共同の利益に合致する合理的な改正であると言わなければなりません。

なお、わが党案における政党等の要件は、現行

の政治資金規正法及び公職選挙法にありまるところの国会議員五人以上が所属する政治団体、参議院議員の通常選挙で十人以上の所属候補者がいる政治団体の規定を参考として定めたのであります。

さらに、無所属の個人の立候補を認めないことは立候補の自由に反するとの御意見もございましたが、本法案がよりよい選挙制度を目指すものであり、現行制度より、より合理的であると考えます。がゆえに、立候補について若干の制約が行われてもこれを遺憾であるとするのは適当とは考えません。

また、憲法第二十一条第一項は結社しない自由を含むのであるから無所属の者に立候補を認めないことは違憲であるとの批判もありますが、結社の自由の保障は無制限ではなく、合理的な理由があればその制約に服するものであることは憲法解釈上異論のないところであります。

以上のほか、憲法問題についてはいろいろな角度からすでに真剣な論議が行われましたが、われわれはいずれの点についても、発議者である金丸三郎君、松浦功君らの答弁で十分御理解いただけるものと考えております。

最後に、委員会において審議されました日本社会党案については、政党等の要件、当選人の配分の方法、供託金、政党等の行う選挙運動の態様などの点でわが党と違ったところがありました。これらの点についてはわが党内の法案審査の過程でいずれも問題になったところであり、わが党としてはそれらの点を十分検討しながらわが党案を作成したものであることを申し添えます。

以上をもちまして、私の本案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 三治重信君。

(三治重信君登壇、拍手)

○三治重信君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました参議院全国区に拘束名簿式比例代表制を導入しようとする公職選挙

法の一部を改正する法律案について、反対討論を行うものであります。

私は、まず、去る九日公選法改正特別委員会における強行採決に対して、強い遺憾の意を表明するものであります。

民主政治の基本ルールをつくる選挙法の改正に際しまして、自由民主党による単独立法がそもそも異常であるのに加えて、自民党の単独採決を強行したことは議会政治そのものの危機につながる暴挙であります。しかも、公選法改正特別委員会における審議の手續の上におきましても適格性を欠くこと、定足数を満たしていない疑いがあること、円満かつ正常な審議を行うことに合意をしていながらにもかかわらずこれを踏みにじったこと等、重大な瑕疵があると言わざるを得ません。われわれは議会制民主主義を遵守する政党といたしまして、多数に任せたこのような暴挙を断じて容認できないことを改めて表明するものであります。

民社党は、本改正案に対し、その幾つかの重要な問題点について委員会審議等を通じて究明をしてまいりましたが、ますますその疑問を深くするばかりであります。われわれが本案に反対する理由は、以下のとおりであります。

まず第一は、参議院の政党化を促進し、参議院の存在理由そのものを否定する結果になりかねないことであります。

言うまでもなく、参議院は、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会の一翼を担い、立法に関して積極的にその責務を果たすとともに、二院制を採用した憲法の趣旨にのっとり、いわゆる良識の府として衆議院に抑制と補充の機能を果たさなければならぬ使命を負っております。

しかるに、現在においてすら参議院の政党化が問題となり、このままでは衆議院の複写機ではないかという国民の批判を生んでいることは御承知のとおりであります。国民の多くは、参議院が非政党化し、第二院として独自の機能と役割りを果た

すことを期待しております。このことは、参議院が公算した「参議院に何を望むか」という論文を見ても明らかであるところであります。

しかるに、今回、自民党より提案された改正案は、全国区選出議員を完全に政党化することになります。議員にとって選挙は一つの洗礼とも言えます。候補者は、自分の政治信条と政策を直接有権者に訴え、自分を信任してくれた有権者に対し責任を持ち、その負託にこたえるべく日夜精進することがわれわれの責務と信じておりますが、今後は有権者に対してではなく、拘束名簿に自分の名前を書き込み、しかも上位に位置づけてくれた政党や総裁等の権限を持つ者に対して忠誠を尽くせばよいということになります。衆議院よりも一層完全な形で参議院が政党化することを決定的に助長し、かつ固定化させる本提案は、国民の期待と世論に背を向け、参議院がみずからその存在理由と機能を否定し、放棄するものと言わなければなりません。それは参議院としての自殺行為とも言えます。しかも、国民の意思を踏みにじるものと言わなければなりません。

反対理由の第二は、今回の法案が国民の選挙権、被選挙権を制限している点であります。

今回の法案によれば、立候補、つまり名簿に記載されるのは、党員及び政党より推薦を受けた者だけであります。このことは、国民の選挙権並びに被選挙権を大きく制限することになります。

憲法第四十四条で「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と定めていることに触れる疑いがあると言わざるを得ません。

主権在民の民主憲法のもとで、議員を選びあるいは議員に立候補する権利は国民の固有の権利であります。奪うことは許されません。民主社会において、選挙権、被選挙権及び立候補の自由は基本的人権の一部を構成していると理解すべきであります。年齢その他の事情等で仮に制約すること

があるとしても、それは必要最小限度にすべきであります。これに対して自民党は、選挙権、被選挙権は国民の固有の権利、すなわち基本的人権というよりも、法律によって与えられた法的資格と見るべきものであり、合理的な理由があれば奪うことも許されるという立場をとっているようであり、まずけれども、われわれは断じてこのような立場を容認することができません。

第三は、国民の政治意思を反映させるための仲介者は政党だけではないにもかかわらず、今回の法案ではそれを政党だけに限定してしまっている点であります。

政党はもちろん国民の政治意思を反映させるための重要な仲介者であります。しかし、最高裁判決にもありますとおり、政党は政治意思を形成する最も有力な媒介であつても、唯一の媒介、すなわち仲介者ではありません。各種の市民団体、労働組合、経済団体、宗教団体等がまた国民の政治意思を形成する仲介者としての役割りを果たしていることも事実であります。

また、国民の中には、いわゆる支持政党なし層がふえつつあることも無視できない重要な事実であります。前回の参議院全国区選挙の結果を見ましても、諸派、無所属の得票割合は全体の一七・三%に達しております。また、五十四年の新聞世論調査によれば、支持政党なしと答えた者が二〇・七%、しかもこの数字は年ごとに増加しております。また、従来の選挙の際、政党を基準として選ぶ者が三二・三%であるのに対し、人を基準として候補者を選ぶのが実に四七・六%にも達しております。

今回のこの法案は、この現実を踏みにじって、政党以外の仲介者を全部そぎ落とすという危険性がきわめて大きいと言わざるを得ません。政党法も制定せず、政党だけに国民の政治意思の仲介者としての立場を独占させることは重大な問題があると言わざるを得ません。

このほか、政党に投票することにより候補者と

昭和五十七年七月十六日 参議院會議録第二十三号 公職選挙法の一部を改正する法律案

六八〇

有権者の直接の結びつきが絶たれること、全国区制より矛盾の大きい地方区の定数は正には手をつけていけないことなど多くの問題があります。有権者無視、党利党略、参議院自己否定の法案であることを強く警告し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕  
〔投票執行〕

○議長(徳永正利君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉

鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（徳永正利君）これより開票いたします。

す。

【議場開鎖】

〔参事投票を計算〕

す。  
○議長（徳永正和君） 控室の終身を幸佐いたした

|      |       |
|------|-------|
| 投票總數 | 百八十四票 |
| 白色票  | 百三十票  |

青色票 五十四票

よつて、公職選挙法の一部を改正する法律案は

可決されました。(拍手)

替成者(白色票)氏名 百三十名

安孫子藤吉君 井上 吉夫君

昭和五十七年七月十六日 参議院會議録第二十三号 公職選挙法の一部を改正する法律案

六八〇

|         |         |
|---------|---------|
| 内藤 健君   | 内藤 馨三郎君 |
| 中西 一郎君  | 中村 太郎君  |
| 中村 楨二君  | 中山 太郎君  |
| 仲川 幸男君  | 夏目 忠雄君  |
| 成相 善十君  | 西村 尚治君  |
| 野呂田 芳成君 | 長谷川 信君  |

|    |     |    |     |
|----|-----|----|-----|
| 宮澤 | 弘君  | 宮田 | 輝君  |
| 村上 | 正邦君 | 森下 | 泰君  |
| 森山 | 眞弓君 | 八木 | 一郎君 |
| 安井 | 謙君  | 安田 | 隆明君 |
| 山崎 | 竜男君 | 山内 | 一郎君 |
| 山本 | 富雄君 | 森田 | 重郎君 |

|     |     |     |    |     |     |     |     |        |     |      |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|------|
| 鈴木  | 坂倉  | 小山  | 小谷 | 勝又  | 片岡  | 大森  | 龜山  | 赤桐     | 阿具根 | 色澤   |
| 和美君 | 藤吾君 | 一平君 | 守君 | 武一君 | 勝治君 | 昭君  | 篤君  | 操君     | 登君  | ○氏名  |
|     |     |     |    |     |     |     |     |        |     | 五十四名 |
| 瀨谷  | 志苦  | 佐藤  | 小柳 | 川村  | 片山  | 粕谷  | 大木  | 齒久保重光君 | 青木  |      |
| 英行君 | 裕君  | 三吾君 | 勇君 | 清一君 | 甚市君 | 照美君 | 正吾君 |        | 薪次君 |      |

|     |     |     |     |     |     |     |     |       |     |     |     |     |     |     |     |      |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 柳澤  | 中村  | 小西  | 柄谷  | 和田  | 山田  | 安恒  | 八百板 | 目黒    | 村沢  | 丸谷  | 松前  | 福間  | 野田  | 寺田  | 竹田  | 田中   |
| 鍊造君 | 銳一君 | 博行君 | 道一君 | 靜夫君 | 讓君  | 良一君 | 正君  | 今朝次郎君 | 牧君  | 金保君 | 達郎君 | 知之君 | 哲君  | 熊雄君 | 四郎君 | 壽美子君 |
| 秋山  | 藤井  | 三治  | 木島  | 伊藤  | 吉田  | 山崎  | 矢田部 | 本岡    | 村田  | 宮之原 | 松本  | 藤田  | 広田  | 戸叶  | 対馬  | 高杉   |
| 長造君 | 恒男君 | 重信君 | 則夫君 | 郁男君 | 正雄君 | 昇君  | 理君  | 昭次君   | 秀三君 | 貞光君 | 英一君 | 進君  | 幸一君 | 武君  | 孝且君 | 勉忠君  |

○議長(徳永正利君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十九分散会

出席者は左のとおり。

|     |        |
|-----|--------|
| 議長  | 徳永 正利君 |
| 副議長 | 秋山 長造君 |

議員

|    |     |       |     |
|----|-----|-------|-----|
| 小西 | 博行君 | 中村    | 銳一君 |
| 伊藤 | 郁男君 | 大坪健一  | 郎君  |
| 柳澤 | 鍊造君 | 前田    | 黜男君 |
| 岩上 | 二郎君 | 三治    | 重信君 |
| 柄谷 | 道一君 | 坂元    | 親男君 |
| 細川 | 護熙君 | 木島    | 則夫君 |
| 中村 | 楨二君 | 志村    | 愛子君 |
| 藤井 | 恒男君 | 新谷寅三郎 | 君   |
| 安井 | 謙君  | 大石    | 武一君 |
| 森田 | 重郎君 | 三浦    | 八水君 |
| 松尾 | 官平君 | 井上    | 孝君  |



|        |         |         |        |
|--------|---------|---------|--------|
| 板垣 正君  | 岩本 政光君  | 山内 一郎君  | 加藤 武徳君 |
| 山本 富雄君 | 谷川 寛三君  | 蔵内 修治君  | 木村 睦男君 |
| 円山 雅也君 | 堀江 正夫君  | 小澤 太郎君  | 植木 光教君 |
| 降矢 敬雄君 | 降矢 敬義君  | 増岡 康治君  | 真鍋 賢二君 |
| 福島 茂夫君 | 下条進一郎君  | 福田 宏一君  | 仲川 幸男君 |
| 堀内 俊夫君 | 平井 卓志君  | 名尾 良孝君  | 内藤 健君  |
| 林 道君   | 安孫子藤吉君  | 梶原 清君   | 川原新次郎君 |
| 井上 吉夫君 | 大鷹 淑子君  | 関口 恵造君  | 田沢 智治君 |
| 遠藤 要君  | 長谷川 信君  | 高木 正明君  | 村沢 牧君  |
| 戸塚 進也君 | 河本嘉久蔵君  | 熊谷 弘君   | 亀長 友義君 |
| 金井 元彦君 | 片山 正英君  | 金丸 三郎君  | 衛藤征士郎君 |
| 嶋崎 均君  | 稲嶺 一郎君  | 岩崎 純三君  | 伊江 朝雄君 |
| 中村 太郎君 | 中西 一郎君  | 後藤 正夫君  | 丸谷 金保君 |
| 松垣徳太郎君 | 八木 一郎君  | 秦野 章君   | 鳩山威一郎君 |
| 郡 祐一君  | 田中 正巳君  | 福岡日出磨君  | 宮田 輝君  |
| 白井 莊一君 | 熊谷太三郎君  | 森下 泰君   | 佐々木 満君 |
| 源田 実君  | 安田 隆明君  | 目黒今朝次郎君 | 寺田 熊雄君 |
| 藤田 正明君 | 北 修二君   | 石本 茂君   | 鈴木 省吾君 |
| 田原 武雄君 | 竹内 潔君   | 長田 裕二君  | 内藤善三郎君 |
| 成相 善十君 | 林 寛子君   | 土屋 義彦君  | 村田 秀三君 |
| 宮澤 弘君  | 杉山 令馨君  | 野田 哲君   | 初村滝一郎君 |
| 藤井 孝男君 | 村上 正邦君  | 世耕 政隆君  | 原文兵衛君  |
| 松浦 功君  | 森山 眞弓君  | 岩動 道行君  | 玉置 和郎君 |
| 田代由紀男君 | 井上 裕君   | 対馬 孝日君  | 小谷 守君  |
| 江島 淳君  | 大河原太一郎君 | 本岡 昭次君  | 鈴木 和美君 |
| 大木 浩君  | 岡部 三郎君  | 山田 謙君   | 坂倉 藤吾君 |
| 高平 公友君 | 遠藤 政夫君  | 佐藤 三吾君  | 大森 昭君  |
| 藤井 裕久君 | 野呂田芳成君  | 松前 達郎君  | 神山 篤君  |
| 高橋 圭三君 | 鈴木 正一君  | 高杉 延忠君  | 勝又 武二君 |
| 大島 友治君 | 亀井 久興君  | 安恒 良一君  | 吉田 正雄君 |
| 上條 勝久君 | 斎藤栄三郎君  | 大木 正吾君  | 広田 幸二君 |
| 坂野 重信君 | 夏目 忠雄君  | 矢田部 理君  | 志吉 裕君  |
| 山東 昭子君 | 梶木 又三君  | 福岡 知之君  | 粕谷 照美君 |
| 斎藤 十朗君 | 古賀雷四郎君  | 片山 甚市君  | 片岡 勝治君 |
| 小林 国司君 | 上田 稔君   | 宮之原光君   | 和田 静夫君 |
| 山崎 竜男君 | 増田 盛君   | 松本 英一君  | 竹田 四郎君 |
| 中山 太郎君 | 町村 金五君  | 山崎 昇君   | 小山 一平君 |
| 西村 尚治君 | 楠 正俊君   | 川村 清一君  | 田中寿美子君 |

## 議長の報告事項

自治大臣

世耕 政隆君

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 法務委員

辞任

宮本 顯治君

補欠

山中 郁子君

## 通信委員

辞任

山中 郁子君

補欠

宮本 顯治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

本岡 昭次君

補欠

福岡 知之君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

## 議院運営委員会

理事 神谷信之助君（神谷信之助君の補欠）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

## 公職選挙法の一部を改正する法律案（近藤忠孝君外一名発議）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

昭和五十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

昭和五十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

深海底鉱業暫定措置法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案

障害に関する用語の整理に関する法律案

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

警備法の一部を改正する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第九十五回国会参第一号）審査報告書

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件



## 地方行政委員

辭任

坂倉 藤吾君

補欠

山田 謙君

## 農林水産委員

辭任

山田 謙君

補欠

坂倉 藤吾君

同日議長は、去る十日逝去された元議員太田正孝君に対し次の弔詞を贈呈した。

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられさきに予算委員長の要職に就かれた元國務大臣としての重任にあたられました元議員三位敷一等太田正孝君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

本日議員村沢牧君から委員会審査省路要求書を附して次の議案が提出された。

公職選挙法改正に関する特別委員長上田裕君問責決議案

フォークランド紛争の戦訓とわが国の防衛政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年六月十九日

参議院議長 徳永 正利殿

秦 豊

フォークランド紛争の戦訓とわが国の防衛政策に関する質問主意書

フォークランド紛争は、なお最終的に決着を見た訳ではない。しかし英・ア兩軍による一連の戦闘は、実に多くの戦訓を単に兩國のみならず、各國の為政者や防衛担当者に与えた。わが国の防衛庁も終始能う限りの觀察を続けていたようであるが、この段階で政府としてどの様にこの紛争からの教訓をまとめているのか。

以下の項目について伺いたい。

一 防衛庁としての公式な「フォークランド紛争の軍事的考察についての幾つかの見解」はどうか。一応のまとめを伺いたい。

二 防衛庁として最も注目し、且つ刺激を受け触発された問題点は何か。

三 専守防衛を原則とするわが国の防衛計画や、政策、装備計画にとつては、特にどのような点が参考となり得るのか。

四 今後のわが国の防衛計画、特に五六中業の策定に当たつて具体的に反映し、とり入れるべき部門、問題点、構想、兵器装備としては、どのようなものが考えられるか。

五 全体としてその戦訓は、五六中業の方向や重点に影響を与えるほど鮮烈とは考えていないのか。

六 戦訓の一つとして、軍事衛星の圧倒的な役割と指揮統制通信(暗号解読等を含む)機能の重要性があると思うが如何か。

七 わが国としての独自の偵察衛星の必要性をどの程度に感じているのか。

また、偵察衛星の保有について検討する意向はまったくないのか。将来の構想としてもあり得ないのか。

八 沿海州・千島列島等を特定の目標とする衛星の打上げについては、技術的な制約がなおあり得ると考えるのか。それとも単に政治外交的判断にまつべき問題と考えるのか。

昭和五十七年七月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦君提出フォークランド紛争の戦訓とわが国の防衛政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦君提出フォークランド紛争の戦訓とわが国の防衛政策に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

英国とアルゼンティンとの間の今般の武力紛争においては、近代的な兵器が使用されるなど軍事的側面から注目される点のみならず、事実関係についてその詳細が明らかでない現時点で御質問の諸点に関する見解を示すことは困難である。

七について

偵察衛星は、有力な情報収集手段の一つであると言われており、各種情報機能の充実が専守防衛を旨とする我が国の防衛にとつて極めて重要であることから、これに関心を有しているところである。

現在のところ、その保有についての構想ないし計画はないが、各國の利用の動向等については、今後とも注意深く見守つていきたいと考えている。

御質問のような衛星の打ち上げについては、現在のところ、技術的な問題点を含め、なお多くの問題があると考えている。

三海峡(宗谷・津軽・対馬)封鎖に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年六月十九日

参議院議長 徳永 正利殿

秦 豊

三海峡(宗谷・津軽・対馬)封鎖に関する質問主意書

去る六月十六日、ハロウエイ前米海軍作戦部長は、上院外交委員会での証言の中で、西欧、中東

等、世界のいかなる地域であれ、米ソ間に直接軍事衝突が発生した場合には、日本による三海峡封鎖の実行が、米國戦略のすべての前提であると述べた。

これは、きわめて重大な証言といふべきであり、また、幾つかの見逃せない問題点を含んでいる。

よつて、以下の点につき政府としての正式な見解を伺いたい。

一 日本による三海峡の封鎖作戦が、米國戦略の前提であるとする米國側の基本認識、構想については、どのように考えているか。

二 日米安全保障条約にいう第五条事態ではない世界の他地域における米ソ間の軍事衝突によつて、わが国が直ちに三海峡封鎖を実行することの可否、また、その可能性についてどう考えるか。

三 米國側は、また、海峡封鎖を一定期間維持継続するためには、日本単独は望めず、したがつて日米共同作戦にならうと述べているが、これに対してはどのように考え判断しているのか。

四 また、そのような日米共同作戦は、現行の法体系に照らして何らかの疑義をも生じないものと考えているのか。

五 去る四月一日、参議院内閣委員会における私の「三海峡封鎖に関する質問」に対し、宮澤喜一内閣官房長官は「自衛権の発動については、過剰になつてはならないし、脅威や危機に対して相当因果関係のある範囲を超えてはならない。」とする答弁をされているが(内閣委員会会議録第五号三十四頁第三段、第四段)その答弁をふまれば、ハロウエイ証言の事態にあつても、軽々に封鎖作戦は実行しないと解されるが、改めて政府としての見解を伺いたい。

右質問する。

昭和五十七年七月十六日 参議院會議録第二十三号 質問主意書及び答弁書

昭和五十七年七月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出三海峡（宗谷・津軽・対馬）封鎖に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出三海峡（宗谷・津軽・対馬）封鎖に関する質問に対する答弁書  
一から五までについて  
我が国がいわゆる三海峡封鎖のような実力の行使をすることが認められるのは、あくまでも我が国が自衛権の行使として行つた場合に限られる。

なお、我が国の施政の下にある領域において武力攻撃が発生した場合に、日米両国は、日米安保条約第五条に基づき共通の危険に対処するように行動することとなるが、その行動がどのようなものとなるかは、武力攻撃の態様等によるものであつて、一概には言えない。

防衛庁のシーレーン防衛構想に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年六月二十一日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦 豊

防衛庁のシーレーン防衛構想に関する質問主意書  
去る五月二十日、伊藤宗一郎防衛庁長官が、総合安全保障関係閣僚会議で明らかにしたシーレーン防衛構想について、幾つかの点をたゞしておきたい。

一 航路帯の一千カイリ以内は、日米共同対処としてゐるが、この場合、日米が共同で対処する

部門、範囲とはいかなるものか。

二 その場合における日米の任務分担については、当面どのように考えているのか。

三 防衛庁のこの構想によれば、対潜哨戒活動の範囲は「グアム以西、フィリピン以北」の海域にきわめて近いのではないのか。

四 構想の第一項にいう「一千カイリ程度の海域で海上交通保護を行ひ得る能力を保有し、これを効果的に運用し得る防衛体制を整備しておく……」の表現と、これまで防衛庁が述べていた「防衛計画の大綱の水準をめざし……」とは具体的にどのような差異と変化があるのか。

五 海上交通保護を行ひ得る能力とは、つまりは防衛計画の大綱水準を超えた能力を意味しているのではないのか。

六 自衛隊機の行動半径を超える海上防空は、米第七艦隊に依存するとしてゐるが、現実には生起するであろうケースは、米ソの軍事衝突に伴うシーレーン攻撃への対処であり、米第七艦隊の空母打撃力が北西太平洋に止まつてゐる公算はきわめて小さい。したがつてこの「依存構想」そのものが非現実ではないのか。

七 検討を伝えられるエイジス・システム搭載の大型護衛艦とは、米海軍のDDG-47級の排水量と性能を備えた艦艇を考へてゐるのか。それともより大型高性能、基準排水量九千トンクラスの艦艇を想定してゐるのか。

八 具体的にこれらの大型護衛艦を五六中業の中に組み込む考へか。その場合一護衛艦群に少なくとも一隻程度の計画にするのか。

九 六千トン級DDG、また九千トン級DDGの推定建造費はどれほどか。一千億円を優に超えるのではないのか。

十 防衛庁は、海上自衛隊の現有勢力でのシーレーン防衛能力をどのように考へてゐるのか。

十一 構想の第一項にいう能力とは、有事の際の最低必要輸入量二億トンをふまえたものなのか。また、それは大綱水準内の編成・装備で可

能との見解か。

十二 大綱水準を達成した場合のシーレーン防衛能力をどのように想定してゐるのか。右質問する。

昭和五十七年七月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出防衛庁のシーレーン防衛構想に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出防衛庁のシーレーン防衛構想に関する質問に対する答弁書  
一から六まで及び十から十二までについて  
我が国は、我が国周辺数百海里、航路帯を設ける場合は、おおむね千海里程度の海域において、自衛の範囲内において海上交通保護を行ひ得ることを目標に、逐次海上防衛力の整備を行つてゐるところであるが、二億トン程度の輸入量を確保するというような具体的なことを防衛力整備上の目標としてゐる訳ではない。

「日米防衛協力のための指針」において述べているとおり、自衛隊と米軍は、海上交通保護を含む海上作戦を共同して実施することとしており、この場合、海上自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防衛のための作戦並びに周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦を主体となつて実施し、米海軍部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵襲兵力を撃退するための作戦を実施することとしてゐる。

現実には海上交通保護をどの程度行ひ得るかについては、脅威の具体的様相を始めとする多くの要因に左右されるものであるため、一概に申し上げることはできないが、いづれにしても、右に述べたような従来の考へ方により対潜

六八四

水上艦艇、潜水艦、対潜哨戒機、関連後方支援態勢等の整備を進めることとしており、「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準が達成されれば、その能力は現在に比べ相当向上するものと考えられるので、今後とも大綱の水準をできるだけ早く達成するよう努力してまいりたい。

七から九までについて  
海上自衛隊の艦艇の性能向上については、経空脅威の増大にかんがみ、AEGISシステムを含め、今後調査・検討していくこととしてゐるが、その結論を得るにはなお相当の期間を要すると考へており、現在、具体的な艦艇のイメージを持つてゐる訳ではない。

したがつて、現時点において性能、排水量、整備費数及び建造費について答弁することはできない。

有事法制検討作業に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年六月二十二日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦 豊

有事法制検討作業に関する質問主意書  
昨年四月、政府が行つた有事法制の研究についての中間報告以後の状況について伺いたい。

一 第一分類（防衛庁所管の法令）、即ち防衛庁設置法、自衛隊法に関わるものについては、現在どの程度の検討が終わつてゐるのか。関連条文に即して明らかにされたい。

二 検討が終わつていないとした場合、第一分類についての検討終了の目途はいつ頃か。また、その検討の範囲は如何。

三 第二分類（他省庁所管の法令）、即ち他省庁との調整は、いまだどの程度に進んでゐるのか。また、今後どのような目途、順序で検討作業を進めてゆくのか。

四 今後の作業の中では、自衛隊と海上保安庁の関連（具体的には現行法上保安庁の統制は防衛出動、治安出動のみであり、防衛庁長官がこれを指揮するのの変更や見直し）の再検討は含まれるのか。

五 自衛隊法第八十条に「内閣総理大臣は、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。」とあり「政令の定めるところにより、防衛庁長官にこれを指揮させる。」こととなっているが、その政令の作成は終わっているのか。あるいはいつ頃作成する方針か。

六 自衛隊法第三十条に関連した有事の際の物資の収用や土地の使用等、国民の権利、財産を制限する方向には極めて敏感な対応をする政府が、むしろ最も関連の深い海上自衛隊と海上保安庁の有事の法制的連関に着目しないのは何故か。

右質問する。

昭和五十七年七月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出有事法制検討作業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出有事法制検討作業に関する質問に対する答弁書

一及び二について

防衛庁が行っている有事法制の研究において第一分類の防衛庁所管法令に関しては、昭和五十六年四月、問題点の概要を取りまとめ、国会の関係委員会にその中間報告を行った。この報告において、第一分類の問題点はおおむね整理されたものと考えており、現在、作業の重点は、第二分類の他省庁所管法令の問題点の検討に移っている。

第一分類の問題点として整理した事項のうち、

自衛隊法第三十条の政令に盛り込むべき内容については、各省庁と細部の調整をすることとしており、また、防衛庁職員給与法第三十条において別に定めることとされている出動手当等に関する法律については、なお検討が続いているものであつて、第一分類の検討終了の目途については、いつまでということを上上げる状況はない。

三について

第二分類に関しては、防衛庁において自衛隊の行動に関連する事項を整理し、関係法令の解釈、適用等について関係省庁に照会するなど事務的作業を進めているが、できる限り速やかに問題点の概要を取りまとめたいと考えている。

四から六までについて

自衛隊と海上保安庁との関連についての法制は、自衛隊法第八十条及び自衛隊法施行令第三十条によつて基本的に整備されているので、有事法制の研究において、これまで取り上げられていない。



昭和五十七年七月十六日 参議院会議録第二十三号

六八六

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五五 四三二(大代)  
〒 105

定価一部  
一一〇円